



令和6年度生涯学習審議会
「豊田市交流館のあり方と方策について」

令和7年3月
豊田市
生涯活躍部 市民活躍支援課

目 次

はじめに

1	交流館をめぐる動向	P 2
	(1) 国の動向	
	(2) 市の動向	
	(3) 地域の動向	
2	交流館の概要	P 5
	(1) 交流館の歴史	
	(2) 施設概要	
3	平成30年度の見直しに係る評価検証	P 9
	(1) 平成30年度の見直し概要	
	(2) 全体に関する主な取組実績	
	(3) 施設運営の状況	
	(4) 事業の状況	
	(5) 地域共働の状況	
	(6) 成果と課題	
4	交流館の目指す姿と役割	P 1 8
	(1) 交流館の目指す姿	
	(2) 交流館の役割	
	(3) 運営の視点	
5	交流館の方策	P 2 4
6	推進の仕組み	P 2 6

結びに

<参考>

交流館に関する現状調査（市民アンケート等）

検討体制及び経緯

委員名簿等

はじめに

豊田市は、地域の「学びの場、交流の場、活動の場」として、市内に全28館(中学校区ごとに1館)に交流館を設置しており、市全体で年間あたり概ね200万人を超える方に利用をいただく施設です。

交流館は、これまで、“公民館”、“生涯学習センター交流館”、“交流館”と名称及び機能を変更しながら現在の交流館へと変遷をしてきました。平成30年度には、「平成26年豊田市生涯学習審議会答申(豊田市生涯学習センター交流館の役割と機能の見直し)」などを踏まえて、設置根拠を従来の社会教育法から地方自治法へと変更し新たな施設運営を開始しました。これにより、営利利用による新規利用者の拡大や地域の特性やニーズに応じた運営が可能となりました。

新たな舵を切って早々に新型コロナウイルス感染症が発生し、外出自粛や社会的距離の確保を余儀なくされたことで、つながりづくりを担う交流館としては苦しい運営状況が続きました。それでも新しい生活様式への対応やキャッシュレス決済の導入をはじめとしたデジタル化など取組を進めつつ、「学び・交流・活動」を止めないよう施設運営を行ってきました。

こうしたなか、令和4・5年度に開催した豊田市生涯学習審議会において、「人生100年時代の学びのあり方と方策」をテーマに議論していただきました。平均寿命の延伸や地域のつながりの希薄化など社会環境が変化する中、生涯学習や世代間交流が改めて重要となっており、人生100年時代をよりよく生きるための地域社会の実現やひとづくりを一層推進する必要があります。

また、令和6年度末に策定を予定している第9次豊田市総合計画の内容も踏まえて、本市が目指すまちづくりの将来像の実現に向けて、一体的に取り組むものとします。

以上のような経緯や背景などを踏まえて、交流館の位置づけを社会教育施設から一般行政施設に転換した平成30年度以降の取組を振り返りつつ、交流館における今後の方向性や更なる充実に向けた方策などについて、令和6年度生涯学習審議会を設置し、調査審議を行いました。

なお、本まとめは、今後の交流館運営の方針等に活用してまいります。

1 交流館をめぐる動向

(1) 国の動向

- ・ 内閣府及び内閣官房は、地方創生10年の取組と今後の推進方向(令和6年6月公表)を公表し、全国的な人口減少を踏まえた少子化対策や生産年齢人口の減少への対応等について言及しています。持続可能な地域づくりを進めるためには、従来の取組を超える新たな発想に基づく施策を検討・実行していくことが必要としています。
- ・ 文部科学省は、将来の予測が困難な時代において教育政策の進むべき方向性を示す羅針盤として、第4期教育振興基本計画(令和5年6月閣議決定)を策定しました。同計画では、持続可能な社会の創り手の育成と日本社会に根差したウェルビーイングの向上をコンセプトに、社会教育を以下のように定義するなど「学び」を通じた関係性構築が地域のコミュニティづくりに密接に関わっていることが示されています。

■第4期教育振興基本計画から抜粋

(社会教育を通じた持続的な地域コミュニティ基盤の形成)

○社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営みとなる性格を強く有している。防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。これらの政策は地域コミュニティが維持されていてこそ機能するものであり、社会教育の役割が重要となる。

○地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められる。こうして形成された地域の人々の関係は持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤となる。

(社会教育施設)

○公民館等における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から、子どもの居場所としての活用、住民相互の学び合い・交流の促進、関連施設・施策や民間企業等との連携を推進するとともに、地域住民や有識者からの外部評価を活用した運営の改善、公民館等の社会教育士の配置を推進する。

- ・ 文部科学省の第12期中央教育審議会生涯学習分科会(令和6年6月公表)では、社会人のリカレント教育、障がい者の生涯学習、外国人の日本語の学習、社会教育人材が重点的に議論され、地域コミュニティの基盤を支える社会教育人材の養成、活躍促進等についてまとめられています。
- ・ 文部科学省の社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(令和6年6月公表)では、社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現を掲げており、社会教育主事/社会教育士が学びのオーガナイザーとして果たす役割などが明記されています。

(2) 市の動向

- ・ まちづくりの基本方針である**第9次豊田市総合計画(令和7年3月策定)**のミライ構想において、将来都市像を「つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた」とし、「つながりによって、多様な価値や可能性を創出するまち」、「チェンジ(変化)とチャレンジ(挑戦)によって、しなやかに変化し続けるまち」を目指すとしています。
また、ミライ実現戦略2030において、人口減少及び人口構造の転換期を迎える中、①「こども」起点でまちづくりを考える、②誰もが「つながり合う」まちづくりを進める、③人を支える「まちの基盤」をつくる、この3点を注力する視点としています。
- ・ 令和4年度から令和5年度にかけて開催した豊田市生涯学習審議会を踏まえて、**人生100年時代における学びのあり方と方策とりまとめ(令和6年3月公表)**を公表しました。同まとめでは、生涯学習に関する中長期的な視点や施策について明記しています。これからの社会のあるべき姿として、①人と人とがつながり合う社会、②すべての世代が活躍する社会、③挑戦を支え失敗に寛容な社会の3点を整理しています。これらの社会を実現するためには、本市が持つ多様な資源(ひと・こと・もの・情報)を最大限に活用し、世代や属性を超えた学び合いの必要性が改めて重要であるとしています。
- ・ **豊田市公共施設等総合管理計画改定版(令和6年3月策定)**では、将来のまちづくりへの投資として公有財産の最適化等の基本的な考え方について示しています。長寿命化の考え方としては、目標使用年数を原則60年以上に設定し、計画的な対策を講ずることとしています。
- ・ **豊田市デジタル強靱化戦略(令和4年9月公表)**では、DXの目的や役割、10年後に実感したい変化などについて明記し市民目線での施策展開を行うこととしています。
- ・ 本市を会場に開催した第5回地域共生社会推進全国サミットでは、**地域共生社会推進全国サミットとよた宣言(令和5年10月公表)**を行い、地域コミュニティでのつながり合いの価値や地域共生社会に向けた参加と実践について確認し合いました。

(3) 地域の動向

- ・ 総人口の減少及び高齢化の人口構造が進み、本市においても地域の担い手確保が課題となっています。また、定年延長で働く期間が長くなり、地域活動に参画する年齢も高くなっていくことが予想されます。

総人口(推計)



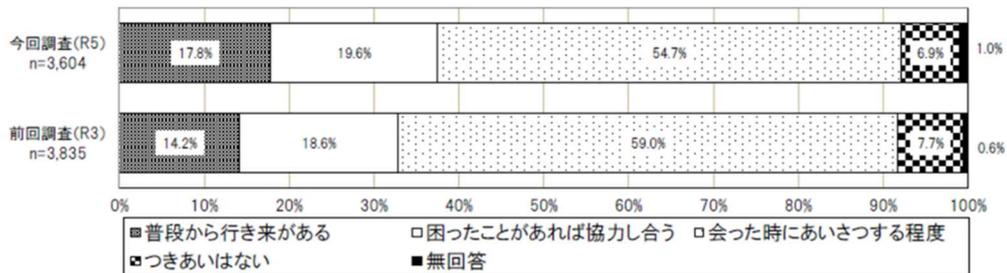
自治区加入率



- ・ 単身世帯の増加やライフスタイルの多様化など複合的な要因により、近所づきあいをはじめとする地域のつながりが希薄化しています。一方で、SNS(ソーシャルネットワークワーキング)の普及等もあり、様々なつながり方が生まれている側面もあります。

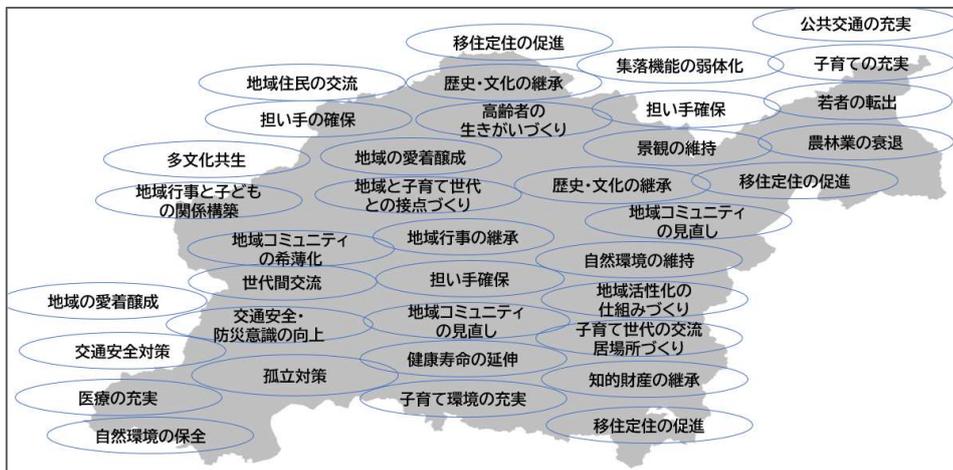
▼令和5年度豊田市市民意識調査

図表3-9-1 実際の近所づきあい(前回調査との比較)



- ・ 本市の地域性により地域課題については、様々です。特に、都市部と山村部ではより課題感の違いが顕著に表れます。一方で、担い手不足や世代間交流の促進等、共通事項もみられます。

▼交流館年度計画の地域課題から作成



2 交流館の概要

(1) 交流館の歴史

<昭和23年:公民館の設置>

豊田市における最初の公民館は、挙母町公民館(現とよた参合館の場所)と高岡公民館(現六鹿会館)であり、文部省「公民館設置運営に関する通達」がなされた2年後の昭和23年のことです。その後、昭和41年「第1次豊田市総合計画」において、1中学校区1公民館設置構想が打ち出されたこと等を契機に豊田市の公民館建設が本格的に始まりました。

社会教育法 第5章「公民館」

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

<平成14年:生涯学習センター交流館へ名称変更>

平成14年に公民館を生涯学習の拠点施設として、あるいは人と人とを結びつける地域の交流拠点として強くアピールするため、施設名称を「豊田市生涯学習センター交流館」と変更しました。なお、設置根拠は社会教育法を根拠とする「公民館」のままでの運用。

<平成17年:市町村合併>

平成17年4月の近隣6町村との市町村合併に合わせて、自治の基本理念を示した「まちづくり基本条例」が制定されました。同条例は、市民と行政の共働によるまちづくりの推進と自立した地域社会の実現を目指しており、同条例のもと、住民自治による都市内分権と市民活動の促進が位置づけられました。平成21年には、都市内分権の仕組みとして「地域自治システム」が開始されました。これを機に、教育委員会から首長部局へ所掌を移管しました。

<平成30年:一般行政施設としての交流館へ>

平成30年からは、社会教育施設からの飛躍と市民活躍の場としての機能をより高めるために、社会教育法を根拠とする「公民館」から、地方自治法に基づく地域の拠点施設とする条例改正を行い、名称についても「豊田市交流館」としました。これにより営利的活動を含む様々な形態で交流館が利用できるようになり、また地域のニーズに応じた独自ルールの設定も可能となりました。

(2) 施設概要

<設置条例>

豊田市交流館条例(根拠法令:地方自治法)

●設置目的
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民の生涯にわたる学び・交流・市民活動の促進を図り、共働によるまちづくりを推進し自立した地域社会の実現をめざす ➢ これを実現するための地域の拠点施設
●運営の理念
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の市民の意見を聴き、地域の実情を考慮して行うよう努める。
●事業
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民の学び・交流・市民活動を支援、促進する ➢ 市民の学び・交流・市民活動の場を提供する ➢ 地域及び市政の情報を提供する ➢ その他、自立した地域社会の実現に資する事業

<交流館数>

交流館は、中学校区に1館、市全体で全28館を設置しており、大きく分けて3タイプあります。近年は、公共施設の適切な管理や効果的な利用等の観点からも支所や中学校との併設タイプが主流になっています。

●交流館単独タイプ(17館)
逢妻、朝日丘、足助、梅坪台、小原、猿投北、猿投台、末野原、崇化館、高橋、藤岡南、豊南、前林、益富、美里、竜神、若林
●支所・出張所・コミュニティセンター併設タイプ(9館)
旭、石野、井郷、稲武、上郷、下山、藤岡、保見、松平
●中学校併設タイプ(2館)
浄水、若園

<交流館の一覧>

名称	設置年	増築等	敷地面積	建物・延床面積
逢妻交流館	昭和 55 年	平成 22 年移転新築	6,884.18 m ²	1,515.26 m ²
旭交流館	平成 17 年	平成 26 年別館追加	5,844 m ² 支所含む	1,409.79 m ²
朝日丘交流館	昭和 53 年	平成 17 年移転新築	6,652 m ²	1,499.99 m ²
足助交流館	昭和 60 年	昭和 60 年新築	4,493 m ²	2,187 m ²
井郷交流館	昭和 42 年	平成 21 年増改築	8,734.78 m ²	2,017.08 m ² 支所除く
石野交流館	昭和 50 年	平成 9 年移転新築	6,128.61 m ²	1,183.64 m ² 出張所含む
稲武交流館	平成 22 年	令和元年改築	9,259.77 m ² 支所含む	715.82 m ² 支所除く
梅坪台交流館	昭和 58 年	平成 9 年増築	2,225.14 m ²	1,182.97 m ²

小原交流館	平成 2 年	平成 2 年新築	23,370 m ²	2,639.25 m ²
上郷交流館	昭和 45 年	昭和 63 年移転新築	6,713.79 m ²	2,746.29 m ² 支所含む
猿投北交流館	昭和 51 年	平成 5 年移転新築	3,007.34 m ²	978.5 m ²
猿投台交流館	平成 2 年	平成 24 年増改築	2,242.40 m ²	961.84 m ²
下山交流館	平成 17 年	昭和 61 年新築	1,800.48 m ²	1,235.96 m ²
浄水交流館	平成 28 年	平成 28 年新築	30,480.58 中学校含む	11,999.22 m ²
末野原交流館	平成 2 年	平成 7 年増築	5,749.15 m ²	1722.15 m ²
崇化館交流館	昭和 45 年	昭和 60 年移転新築	2,843.68 m ²	2,272.63 m ²
高橋交流館	昭和 48 年	平成 5 年移転新築	8,916.20 m ²	1,311.83 m ²
藤岡交流館	平成 17 年	令和 2 年移転新築	8,570.6 m ²	2,640.57 m ²
藤岡南交流館	平成 23 年	令和 2 年増築	7,221.78 m ²	983.28 m ²
豊南交流館	昭和 49 年	平成 6 年移転新築	7,097.74 m ²	1,799.14 m ²
保見交流館	昭和 57 年	平成 19 年移転新築	7,360 m ²	1,799.51 m ² 出張所含む
前林交流館	昭和 59 年	平成 28 年移転新築	6,550.07 m ²	1,539.86 m ²
益富交流館	昭和 62 年	平成 23 年改修	2,378.02 m ²	1,298.73 m ²
松平交流館	昭和 45 年	平成 23 年増改築	2,447.91 m ²	1,499.42 m ² 支所含む
美里交流館	昭和 55 年	平成 17 年移転新築	3,154.57 m ²	1,499.99 m ²
竜神交流館	昭和 54 年	平成 14 年新築	5,708.79 m ²	1,793.38 m ²
若園交流館	昭和 56 年	令和 5 年新改築	26,164.41 m ² 中学校含む	2,704.91 m ² 中学校含む
若林交流館	昭和 40 年	平成 11 年移転新築	4,341.61 m ²	1,408.14 m ²

<交流館の運営人員>

運営人員としては、館長1名、主任主事1名、主事3～4名の配置が基本となっています。なお、施設状況により基本人員に加えて臨時職員等を配置している館もあります。

<交流館の運営体制>

交流館の運営にあたっては、豊田市交流館条例第3条(運営の理念)に基づき、地域の市民の意見を聴き、地域の実情を考慮して行うことが規定されています。各館では、自治区、学校、利用団体、企業等の委員で構成する「交流館運営委員会」を設置し、事業計画や運営ルールなどを協議し、地域と共働による運営を図っています。

また、豊田市では、民間事業者等の専門性やノウハウを活用した効果的かつ効率的な運営を行うため、平成18年度から指定管理制度を導入しています。

<施設利用について>

交流館の利用に関する現時点における基本的な事項は以下のとおりです。

項目	内容
開館日	火曜日～日曜日 ※祝日を除く月曜日及び年未年始は休み
利用時間	午前9時～午後9時
利用区分	3時間区分、1時間区分 ※館の実情に応じて区分は異なる
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し部屋等【全館】(ホール、会議室、調理実習室、和室、工芸室など) ※部屋の種類は館による ・ロビー、図書コーナー【全館】 ・スポーツ施設【石野・上郷・井郷・末野原・高橋・竜神・保見】 ・子育て交流スペース
その他	災害時は、市地域防災計画に基づき防災地区活動拠点として位置付け

<交流館の業務について>

交流館が担う現時点における主な業務は以下のとおりです。

1 施設の運営に関すること	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部屋等の利用許可に関する業務(全館) (2) 図書に関する業務(全館) (3) スポーツ施設に関する業務(石野・上郷・井郷・末野原・高橋・竜神・保見) (4) 自販機の設置(全館)
2 施設の維持管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設管理及び保守点検 (2) 施設の修繕
3 事業に関すること	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の企画・実施 (2) 市民の活動支援及びコーディネート (3) 施設及び事業に関する市民への周知
4 地域との共働に関すること	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交流館運営委員会の設置・運営 (2) 地区コミュニティ会議の事務局(会議、ふれあいまつり、二十歳のつどいなど) (3) 地域会議及び地域活動等との連携

3 平成30年度の見直しに係る評価検証

社会教育施設から一般行政施設に転換した平成30年度以降の5年間の取組について、定量的かつ定性的観点から実績等について以下のとおり振り返りを行いました。

(1) 平成30年度見直しの概要

時代に合わせて、施設の名称や機能変更をしてきましたが、当時、施設利用に際して、有料講座や企業利用など利用に制約があり、利用者の固定化など活発化・多様化する市民活動ニーズに対応しきれていない状況でありました。また、運用ルールにおいても全館で統一されており、本市の特徴である広い市域で、地域の実情や特性に応じた地域の拠点施設としての役割を十分に果たしきれていない側面があり、これらを解消するために方向性の転換を図りました。これに合わせて、交流館に求められる役割について、「市民活動を促進し、市民の活躍を支援する」としました。

<平成30年度見直しのねらい>

①多様な主体による活動の促進

⇒【営利利用の緩和】

②地域の特性に応じた運営、共働の促進

⇒【独自ルールやコーディネート強化】

<見直し前後比較>

	Before	After
施設名称	生涯学習センター交流館	交流館
根拠法令	社会教育法	地方自治法
利用ルール	営利目的は原則× 全館一律ルール	営利目的○（3倍料金） 館独自ルール（時間等）

(2) 全体に関する主な取組実績

地方自治法を設置根拠とする運用を開始して以降の全体に関する主な取組について、以下のとおりです。

<施設整備に関すること>

公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づき、建物設備における効果的な修繕を実施するとともに、地域の実情に合わせて複合的な新改築を実施しました。

年次	取組
令和元年	・稲武交流館の改築(エレベーター設置、照明 LED 化ほか)
令和2年	・藤岡交流館の移転新築／藤岡支所合築 ・藤岡南交流館の増築(ホール増築、図書コーナー改修ほか)
令和5年	・若園交流館の新改築／若園中学校合築

▼藤岡交流館



▼若園交流館



<運営に関すること>

営利利用の緩和及び地域特性を生かした独自ルールの運用はじめ、利用者の利便性向上に向けて予約システム導入等デジタル化の推進にも取り組みました。

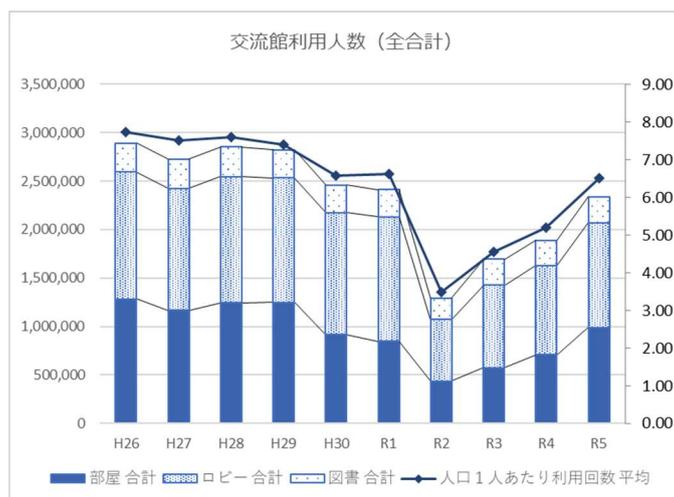
年次	取組項目	取組内容
令和元年～	営利利用の開始	事業者等のノウハウを生かした学び・交流・活動を展開するため営利利用(基本使用料の3倍)を開始。
令和元年～	地域独自利用ルールの開始	地域の特性や実情に応じて開館時間や利用時間区分のほか独自ルールを設定できる運用を開始。
令和2年	地域学校共働本部との連携事業	モデル地区(益富、若園)において、交流館と地域学校共働本部の連携事業を実施。
令和3年～	予約システムの導入	公共施設のホールや会議室等の空き状況の確認や利用予約ができるシステムを導入。
令和4年～	キャッシュレス決済の試行・運用	デジタルを活用した利便性向上のため、キャッシュレス決済(クレジットカードや電子マネー等)を導入。
令和5年～	Wi-Fi モバイルルーターの試験導入	ネットを活用した講座、会議等の利用による利便性向上のため、モバイルルーター無料貸出を試験導入。
令和6年～	市外利用者割増料金の導入	受益者負担の適正化を図るため、複数施設において、市外利用者割増料金(基本使用料の2倍)を導入。

(3) 施設運営の状況

<年間利用人数>

コロナ禍で一時的に利用が落ち込んだものの、現在は以前の水準まで回復傾向にあり全館合計で年間200万人以上の方にご利用いただいています。

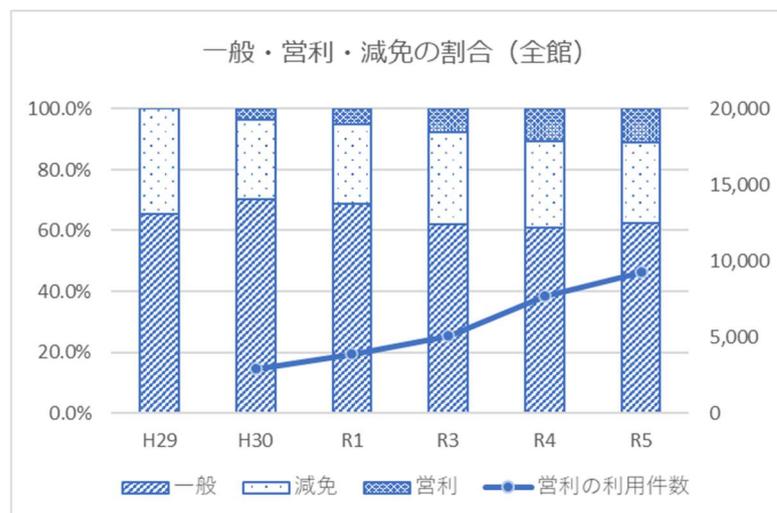
▼交流館利用人数（全館）



<部屋利用の内訳>

交流館利用のうち、部屋利用の料金区分別利用件数によると減免団体(公共的団体)の利用件数が大幅に減少する一方、営利用についてはコロナ禍を含めて増加で推移しています。営利用を中心に多様な利用が浸透しつつあり、都市部を中心に、利用の固定化の改善傾向が見られています。多様な部屋利用をきっかけに、交流館の事業内容にも広がりがみられます。

▼交流館料金区分別の部屋利用件数・割合（延べ）



<交流館職員の声>

◎成果

- ・ 民間企業や個人事業主を含めて身近な施設として活用される機会が増えています。
- ・ 物販等ができるようになり、活用方法や交流館事業において広がりが出てきました。

△課題(悩み)

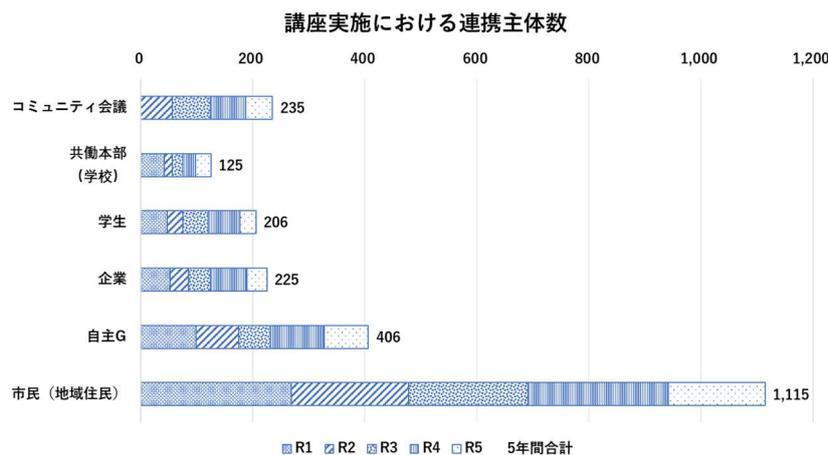
- ・ 利用促進された反面、貸館化していると感じることがあります。例えば、コミュニティセンターや民間のカルチャーセンターとどう違うのか悩むことがあります。

(4) 事業の状況

<団体との連携事業>

交流館は平成30年度以降、全館で毎年延べ1,000件程度の講座等の事業を実施してきました。講座の多くは多様な主体と連携した事業であり、直近5年間の連携団体等は2,312件にのぼっており、多様な主体による活躍が促進されています。

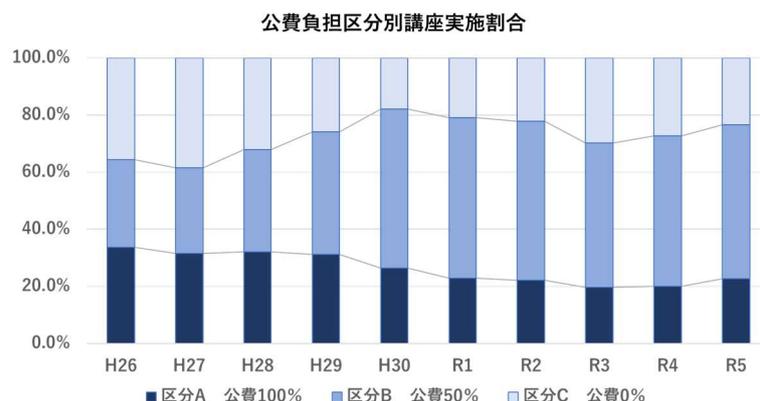
▼講座実施における連携主体数（延べ）



<講座の公費負担割合>

事業の実施形態をみると、平成30年度以降は公費負担の割合が減少傾向にあり、交流館での日常的な相談をきっかけに、交流館が市民活動のコーディネーターや伴走支援が行われる等、自主的・自立的な活動へと発展していく事例が多数みられています。

▼講座実施における公費負担割合（延べ）



<多様な主体による取組事例>

民間企業を含めて身近な施設として活用される機会が増え、交流館事業においても広がりが出てきています。また、日常での相談をきっかけに、交流館が市民活動の支援を行い、自主的な活動へと発展していく事例がみられます。

▼旭交流館「お寿司で学ぶSDGs」



大手寿司チェーンの専門的な知識経験を活用した取組。放課後児童クラブの協力で実施。

▼益富交流館「宮前森林倶楽部」



森林整備に取り組む団体から普及啓発の相談を受けて伴走支援。以降も自立的な活動を後押し。

<地域の特徴を生かした取組事例>

地域をよく知る住民と連携した事業が多数実施され、地域の特性や魅力が引き出されています。また、交流館のコーディネートにより、地域の人と人のつながりが広がり、学び合いの深まっている事例がみられます。

▼藤岡交流館「ツール・ド・フジオカ ウォーキング」



「藤岡を盛り上げたい」の声からウォーキング講座を実施。地域の団体や高校生を含めて世代間交流にも寄与。

▼高橋交流館「ほっとサロン」



楽器の練習で来館していた高校生に声をかけて実現した企画。発表の場かつ地域とのつながりづくりのきっかけに寄与。

(5) 地域共働の状況

改正後の交流館条例第3条において、「交流館は運営に当たって、地域の意見を聴き、地域の実情を考慮して行う」ことが明文化されました。

こうした地域の実情や特性を適切に把握し、市民との共働が促進できるよう、交流館自身も職員研修等を通じてコーディネート機能の強化に取り組んでいます。

<館独自ルールの設定／時間>

地域の実情に応じて開館時間や利用時間を独自に設定できるようになったことを踏まえて、柔軟な運営がなされています。

開館時間	令和3年度まで稲武交流館が日曜日・月曜祝日の開館時間の短縮を実施。※現在は終了
利用時間区分	28館中16館が通常は3時間区分のところ、1時間区分を適用しています(令和6年4月1日時点)。その他の館においても、随時運営委員会等で地域の意見や利用状況を踏まえたうえで、3時間区分を継続適用しています。

▼1時間区分を実施している交流館

名称	逢妻	旭	井郷	石野	稲武	小原	猿投北	猿投台
施行	R4	H30	H30 R6	H30	H30	H30 R5	H30	H30
区分	一部	全部	一部	一部	一部	全部	全部	全部

名称	下山	浄水	藤岡	藤岡南	保見	前林	美里	若園
施行	H30	H28 新館	H30	R2	R5 R6	R2	H30	R5 新館
区分	全部	全部	全部	全部	全部	一部	一部	全部

<館独自ルールの設定／利活用>

条例に規定のない利用ルールについて、地域の実情に応じて独自に設定できるようになり、運営委員会等での地域の意見をふまえて、共有スペースの利活用や飲食の緩和等の実施をしました。交流館の機能を活用してもらえるような工夫がなされたことで、利用者の利便性が向上しています。

▼猿投台交流館等「飲食ルールの緩和」



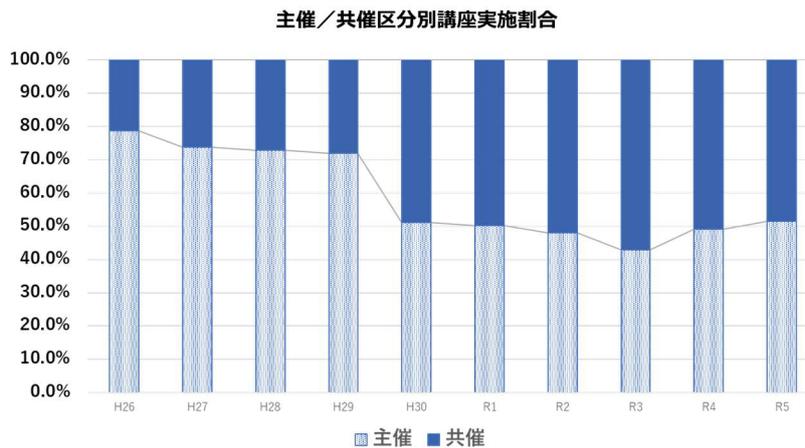
▼竜神交流館「ロビースペース物販」



<地域との共働>

交流館では、地区コミュニティ会議の事務局、窓口での相談、行事や会議への参加等を通じて、職員が住民との関係性を構築しながら、やりたい気持ちを応援する事業や地域課題の解決に向けた事業を実施しています。平成30年以降は共催事業が半数を占め、共働的な形態へとシフトするなど共働による人づくり、つながりづくりが促進されています。

▼講座実施における主催または共催区分の割合



<共働による取組事例>

▼足助交流館「コロナ禍の写真企画」



コロナ禍で集まれない中、地域の写真展協力の下、ふれあいまつりで帰省者向けに写真撮影と展示を企画。

▼崇化館交流館「矢作川竹林伐採と循環」



企業と共働で竹林整備を実施。SDGsを意識し事業者協力の下、牛の飼料等への活用へつなげた。

<交流館職員の声>

◎成果

- ・ 住民同士のコミュニケーションがつながり、広がっていくことを実感しています。
- ・ 生活の質向上に向けて学び活動している姿は見直し前から普遍的なものだと感じます。

△課題(悩み)

- ・ 地域の主体的な活動にむけたコーディネートを強化する一方で、交流館における「学び」の位置づけが曖昧に感じるときがあります。
- ・ 定年延長や地域団体の縮小傾向に伴ってコミュニティ会議の運営も課題が生じており、事務局を担う交流館としても地域の伴走方法が悩ましいです。

(6) 成果と課題

平成30年度見直し以降の取組実績をふまえた、成果と課題は以下のとおりです。

①多様な主体による活動の促進【営利利用の緩和】

◎成 果

- 営利利用を緩和したことにより、民間企業を含め多様な主体が身近な施設として活用する機会が増加しました。このことは、部屋利用だけでなく、交流館事業にもよい影響を与え、民間企業のノウハウを活用した事業や地域住民を巻き込んだ物販等、自主的・自立的な活動にむけた事業展開が見られるようになりました。

△課 題

- 営利利用の緩和や予約システムの導入等により利便性が向上し、新規利用者が増えた一方で、利用者とのコミュニケーション機会が減少しています。地方自治法に転じた今、同法を設置根拠に持つコミュニティセンター等との違いや職員の役割について現場からは悩みの声があります。利用者とのコミュニケーション減少が進行すると、“施設の貸館化”が懸念されますが設置目的を鑑み、部屋等の貸出における利用者との関係性構築について、職員間で確認する必要があります。

②地域特性に応じた運営・共働の促進【独自ルール・コーディネート】

◎成 果

- 施設運営面では、利用時間区分の変更、ロビーの利活用、館独自の運用ルールの設定など実情に応じた運営の工夫が地域主体で取り組まれました。また、地域住民との連携事業が実施される等共働の促進が図られ、地域の拠点施設として魅力や特性を引き出し、人づくり・つながりづくりに寄与することができています。

△課 題

- 条例改正後は、館毎に柔軟な運営を進める一方で、公共施設としての公平性と地域の特色ある運営とのバランスに苦慮する場面が散見されています。また、こうした館ごとの独自ルールについての認知度がまだ低いことから情報発信やルールの可視化が求められます。加えて、地域では課題の複雑化や担い手不足が進行していることを踏まえて、住民との対話を通じて新たな発想による使い方にチャレンジしていくことも期待されます。

～評価検証を踏まえた総括～

- コロナ禍の災禍であっても地域住民の前向きな関わりや交流館職員の努力により安定的な運営や利用者拡大につなげることができました。こうしたことから、平成30年度の見直し(条例改正)のねらいについては一定の成果を得ることができたといえます。一方で、社会教育施設から一般行政施設に転換して5年が経過し、時流を踏まえて、今後の方向性と役割などについて、改めて認識を共有する時期にあります。
- つながりの価値が増す中、文部科学省においても社会教育について、「社会教育による学びがつながりを育み、そうしたつながりが地域コミュニティの基盤になる」と再定義しています。本市交流館は、一般行政施設としての位置づけですが、その源流は公民館であり、社会教育が礎となっています。設置目的である「自立した地域社会の実現」に向けては、国が定義する社会教育の位置づけも踏まえこれまで社会教育施設として培ったノウハウ等を基礎としつつ、本市ならではの豊富な人材、特色ある地域、質の高い施設や設備といった高いポテンシャルや特色を最大限に発揮していくことが必要です*。
※一般行政施設ではありますが、他の類似施設(コミュニティセンター等)との違いについて、運営に携わる職員と共有認識を図る必要がある。
- 多くの方が人生100年を生きる時代になり、先行きが不透明な社会環境において、市民一人ひとりが、学びや活動を通して、生きがいや自分らしさを大切にしながら、主体となって活躍していくことが欠かせません。加えて、地域では、担い手不足やつながりの希薄化あるいは地縁組織の運営が課題となっている中で、交流館が担っている「学び・交流・活動」の機能は引き続き重要性を増し、交流館への期待は益々高まっています。本市が掲げる将来像である『つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた』を実現するため、市民力、地域力、企業力のもと、共働で地域の持続化を図っていくことが必要です。

4 交流館の目指す姿と役割

(1) 交流館の目指す姿

**【キャッチコピー】 学び合いとつながり合いで人が育ち
暮らしをともに楽しむ場・交流館**

<設置根拠や理念>

- ・ 交流館の設置目的や運営理念は、「豊田市交流館条例」で定めており、その背景には、「豊田市民の誓い」、「豊田市まちづくり基本条例」の理念が基本となっています。交流館の根拠法令は、地方自治法による位置づけとなります。ただし、その成り立ちは公民館であり社会教育を基礎とした施設です。

●豊田市まちづくり基本条例

「共働によるまちづくり」と「都市内分権」を推進し自立した地域社会を実現

●豊田市交流館条例(根拠法令:地方自治法)

市民の学び・交流・活動の促進を図り、自立した地域社会を実現

<方向性>

①設置目的及び理念の実現に向けた運営

- ・ 本市は、「多様な主体による活動の促進」、「地域特性に応じた運営及び共働の促進」を図っていくため、平成30年度に社会教育施設から一般行政施設へと位置づけを変更し施設運営を進めてきました。今般、評価検証を行った結果、実績による効果からも着実に前進していることが明らかになりました。引き続き、条例の設置目的や運営理念に沿って運営を進めます。

②社会教育を基礎につながり育む運営

- ・ 交流館は、地方自治法による一般行政施設ですが、「社会教育が礎であること」及び「文部科学省が社会教育を再定義したこと」も踏まえて、社会教育の理念や手法を生かし、“つながり育む運営”を行うことが重要です。

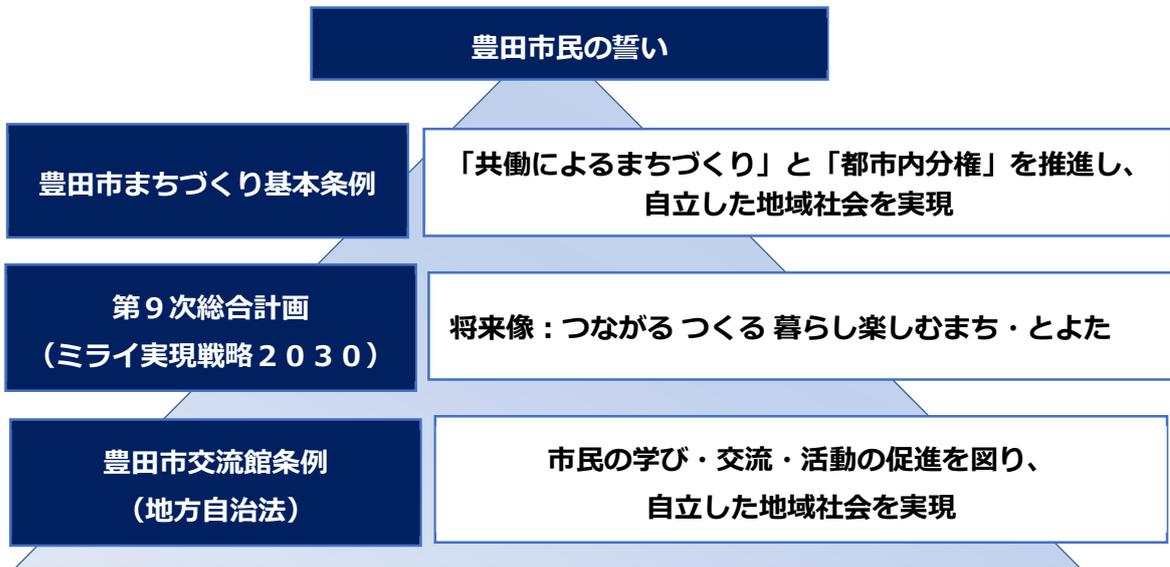
※文科省 第4期教育振興基本計画(令和5年)「社会教育による学びを通じて人のつながりを構築し、こうした関係性が持続的な地域コミュニティの基盤となる」

③第9次総合計画／ミライ実現戦略2030の実現に向けた運営

- ・ まちづくりの羅針盤である「第9次豊田市総合計画(令和7年3月策定)」の考え方に基づき、交流館運営を推進します。令和7年～令和12年の5年間においては、特に注力する取組の方向性を示した「ミライ実現戦略2030」の実現に向けて、地域拠点として、推進の原動力及び基盤として支えます。

※ 本まとめで示す考え方等の位置づけは、ミライ実現戦略2030との整合を図り概ね5年間(令和7年～令和12年)とします

<理念体系>



<第9次総合計画の概要>



(2) 交流館の役割

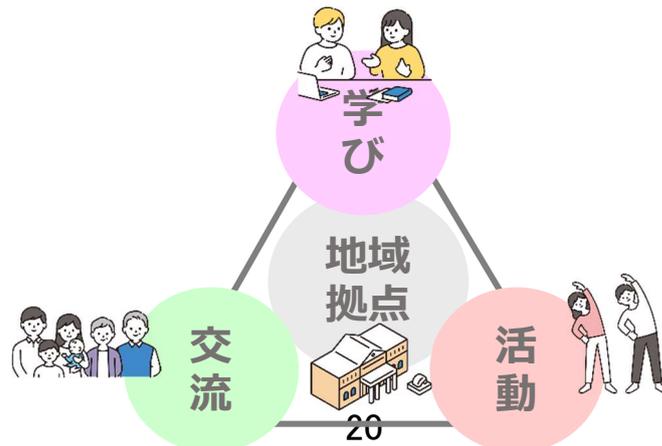
交流館は、自立した地域社会を実現するための、
地域の「学びの場、交流の場、活動の場」

職員は、市民、地域、企業等とのよりよい関係性を育み、
人と人、団体、活動をつなぐ（コーディネーター）

- 交流館は、自立した地域社会の実現をするための「学びの場、交流の場、活動の場」であり、市民が生涯にわたって自分らしく活躍できる地域の活動拠点です。
- 公民館が源流であることから、行政サービスの提供ではなく、市民が能動的に楽しむことができる施設としての側面があることに特性があります。
- また、職員は、市民、地域、企業などの多様な主体による自主的・自立的な活動が展開されるように人と人、団体、活動をつなぐこと、すなわちコーディネーターとしての役割を担います。
- そのためには、交流館の強みである“学び”と“つながり”を意識し、関係する主体とコミュニケーションをとりながら、良好な関係性を育むことが重要です。交流館における営みをきっかけに市民の暮らしの充実につながり、その過程で地域を形成する人(持続可能な社会の創り手)が育っていくことが期待されます。
- なお、交流館における営みを通して、地域課題の解決に資する取組や活動が期待されますが、良好なコミュニケーションや関係づくりによる“課題を生まない仕組みや予防”としての役割もあります。つながりが希薄化している昨今だからこそ、交流館が担う役割は重要といえます。

(3) 運営の視点

交流館の3つの柱である「学び」、「交流」、「活動」に加えて、「地域拠点」の観点において、それぞれ運営を進めるうえでの視点や考え方について以下に示します。



● 学 び【学び合う場】

- ・ 従来からの教養・文化的側面による人生の充実やウェルビーイング^{※1}の実現はもとより、定年延長でより長く働くことが求められるなど就労機会の拡大などの観点からも学びの重要性が高まっています。
- ・ 人生100年時代では、リカレント教育^{※2}やリスキリング^{※3}といった学び直しの役割が再認識されています。また、地域課題が複雑化する中では、個人の学習はもちろん、学びを通じたつながりや地域コミュニティの形成の役割も一層求められています。
- ・ こうした時流も踏まえ、交流館では、部屋等の場所の貸出や図書の貸出を通して、市民が自主的に学ぶ機会を提供及びコーディネートするなど、地域との共催(共働)で学び合いの場を提供することが必要です。

※令和4・5年豊田市生涯学習審議会での議論を踏まえて、「人生100年時代における学びのあり方と方策について(令和6年3月)」を公表しました。学びについての中長期的な考え方や方策はこちらでも示しています。

人生100年時代における学びのあり方と方策まとめ(抜粋)

●学びとは？

「学び」というと勉強や資格取得などをイメージすることが多いが日常の暮らしや人とのつながりのなかで気づきや経験など多くの学びをしており、仕事や遊びも含めた暮らしそのものに学びは溢れている。「学び」という言葉が一般的に持つ学校中心の勉強というイメージを払拭しつつ、日々の学びを通して、自らの変化を他者とともに楽しむことが豊かな人生につながる。

●これからの学びの視点

①探究的かつ対話的な学び

⑥デジタル技術の活用

②世代間交流による学び

⑦アントレプレナーシップ教育

③学び直し(リカレント教育)

⑧地域コミュニティでの学びと実践

④学びの発信と行動

⑨社会的包摂・SDGs

⑤学びの可視化と自己経営

⑩NPO等パートナーシップ連携

※1 ウェルビーイングとは、「幸福」のことで、心身と社会的な健康を意味する概念

※2 リカレントとは、繰り返すという意味で社会に出たあとも必要なタイミングで再び学ぶこと

※3 リスキリングとは、デジタル技術への対応など新たな技術を身につけるための社員教育等

● 交 流【つながり合う場】

- ・ 核家族化の進展や新型コロナウイルスの災禍等の影響もあり、孤独・孤立の増加、家族・地域などの支え合い基盤の弱体化、地域課題が多様化・複雑化しています。
- ・ 「つながりの再構築」が改めて問われているなか、地域で顔のみえる関係や困ったときに助け合えるコミュニティの必要性がこれまで以上に求められています。
- ・ 交流館はその名のとおり、“交流”を最大の強みとしており、中学校単位に設置している立地特性・地域性も活かして人々がつながり合う場をつくります。世代間、組織間、国籍が交流する機会を意識し、特に、こども・若者を起点とした大人との出会いを創出することが必要です。
- ・ そのためには、いつでも気軽に立ち寄ることができるような仕掛け(ロビー等の空間づくり)や交流館に出入りする人や団体等をつなぐなど、交流によって化学反応が発生する機会をつくる必要があります。
- ・ そのほか、若い世代においては、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)や仮想空間などインターネットによるコミュニケーションや交流が一般的なものとなっており、こうしたデジタル社会における動向や背景の理解が求められます。

● 活 動【活躍できる場】

- ・ 多くの方が長生きする社会においては、あらゆる世代のすべての人々が社会の能動的な主役の社会をつくる必要があります。一人ひとりの個性と多様性のもと、それぞれの希望に応じて能力を発揮することで居場所と役割をもってつながり、生涯を通じて活躍できることが望まれます。
- ・ また、他者との学び合いを通して得た気づきを行動につなげていくことで、自らの暮らしの充実を図るとともに、地域社会の創り手として活躍が期待されます。
- ・ 交流館では、地域住民、団体、企業・事業者などが新しく始めることやチャレンジしたいことなどを伴走支援し、必要に応じて人・コト・モノ・情報をコーディネートすることが求められます。なお、時には地域に出向いて積極的に働きかけをし、活動へ導くこともコーディネートの一環といえます。
- ・ 本市交流館は、充実した設備環境を備えた施設であることから、地域での利用はもとより地域を超えた相互利用を促進することで地域間交流につながり、利用の幅が広がります。

● 地域拠点【賑わいの場】

- ・ 交流館では、「学び」「交流」「活動」の3つの柱を中心として役割を果たしつつ、中学校28地区ごとに設置をされていることから身近な地域拠点(場)としての機能役割を有しています。そのためには、地域資源(人・コト・モノ・情報)を最大限に活用することが重要です。
- ・ 日常的には、ロビー等の開放された空間に人が集い、“集いや憩いの場”あるいは居場所としての役割があります。また、地域住民からの相談や日常会話を通した寄り添いの場としても役目を果たしています。常に職員が常住していることの安心感も重要な要素の一つです。
- ・ 防災、福祉、多文化共生など生活に即した複数の機能も有するなど、地域の暮らしに密着したあらゆることが集約されています。
- ・ また、地域の関係性構築が課題となるなか、より一層、地域拠点としての役割が期待されます。そのためには、地域資源(人・モノ・コト・情報)の把握がより一層重要です。
- ・ 本市の充実した施設設備を十分に発揮して、地域の特色に合わせて新たな発想で拠点(場)づくりに努めていくことが必要です。
- ・ その他、安全安心な公共施設として一定の水準を保ちつつ快適な環境を提供し、だれもが気軽に訪問できる場づくりに努めることが必要です。その際、利用者によって用途や目的が異なる場面が生じることもあり、利用者同士のコミュニケーションや配慮し合えるやさしい運営に心がけることが必要です。

5 交流館の方策

交流館の目指す姿などを踏まえて、以下のような観点で方策を推進します。

なお、具体的な取組については、指定管理者のノウハウや専門性を発揮しつつ、地域の声も踏まえて取り組むものとします。

(1) 施設の利用促進と利便性の向上

交流館は、全館で年間概ね200万人以上の利用者がいます。営利利用の緩和により、利用者の幅が広がりつつありますが、引き続き、多様な利用を促進する必要があります。

市民アンケートからも営利利用の認知度が低いことが明らかになったことから継続的な周知が求められます。地方自治法に基づく施設となり、地域の実情に応じてより柔軟かつ機動的に実施できるようになったことを踏まえて、活用事例の明示やこれまでにない柔軟な発想で施設運営をしていくことが重要です。

利用の多い属性として、高齢者、親子(特に乳幼児期を持つ方)、中学生が多いことから、高校生や社会人を対象とした事業や視点も取り入れることで新規利用者の獲得はもとより、世代間交流の促進に向けた機運醸成が期待されます。また、講座や事業の実施においては、大学や企業との連携を図り、専門性を有する機関と連携した取組の展開も有効です。

また、施設の利便性向上においては、予約システムやキャッシュレスを導入してきましたが、多様な方が利用する交流館の実情も踏まえつつ、引き続き、デジタル化も含めた運用が求められます。令和6年度には、全館にWi-Fi環境を整備したことに伴い、オンライン講座、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)による発信、テレワーク等が期待されます。

(2) 施設の適切な維持管理と効果的な運用

本市では、豊田市公共施設等総合管理計画に基づき、交流館の個別施設計画(令和8年度まで)を策定しています。同計画では、全28館における施設の維持更新に関する基本的な方針を定めており、計画に沿って関係部署と連携を図りながら適切な維持管理に努めていくことが必要です。

(個別施設計画から抜粋)

交流館は、「原則、1 中学校区1交流館」の設置としている。築30年以上の「藤岡南、稲武、足助、小原、旭、下山、猿投台、井郷、梅坪台、松平、崇化館、益富、末野原、上郷交流館」があり、施設の築年数、劣化状況、利用状況等から、必要な対策や実施時期を総合的に判断する。また、支所併設交流館については、支所の修繕時期と合わせることで効率化を図る。

(3) 地域拠点の賑わいづくりと魅力向上

交流館は、これまでも地域拠点としての賑わいを生むためにイベントや講座をはじめとした運営を行ってきており、「学び」「交流」「活動」に資する様々な方が利用されています。

最近では、民間においてもコミュニティカフェ、コワーキングスペースなど人が集うための拠点(場)が様々生まれています。

こうしたなか、公共施設である交流館は、安全安心のもと、信頼性のある開かれた拠点(場)を目指して運営していくことが求められます。交流館は、目的を持った利用、目的のない気軽な利用、どのような場面においても誰でも気軽に訪れることができます。一方、誰でも利用ができることもあり、利用者間でのコミュニケーション向上や快適なルールづくりなどは大事な要素となります。

引き続き多くの方に交流館を利用いただくためには、人が集いたくなる仕掛けを行うとともに、新たな発想で運営に取り組む必要があります。特に、ロビー等の共通空間においては、その性質から集いの場あるいは居場所になりやすいといえます。

また、地域課題の複雑化や担い手不足などの状況を踏まえ、交流館職員が担う日常の相談や困りごとなどのコーディネートについては、一層力を発揮していくことが期待されます。地域をつなぐためには情報収集が肝となり、時には職員が地域に飛び出して人と人をつないでいくことも必要です。

交流館の賑わいと魅力を向上するため、市民ニーズや時代に合わせた情報発信を行い、SNS(ソーシャルネットワークサービス)の活用など各地域の魅力を発信していくことが必要です。また、あわせて地域で活躍する人の見える化をしていくことも有効です。

(4) 交流館業務の効率化

交流館の業務は、窓口業務、部屋等や図書の貸出、施設設備の管理点検、講座やイベントの実施など多岐にわたります。このほか、地域の状況等も踏まえて交流館の複合的な役割が増しています。

交流館の目指す姿を実現し役割を果たすためには、職員がやりがいを持ち快適に勤務することが必要であり、DX(デジタルトランスフォーメーション)などによって既存の事務ルール見直しをはじめとした事務の効率化などが必要です。

なお、本項目については、指定管理者の経営方針等に沿いつつ、進めていくことが求められます。

6 推進の仕組み

(1)体系的な理念・方針・計画

- ・ 市全体の理念である「市民の誓い」、「まちづくり基本条例」、「総合計画」を上位概念としつつ、「交流館条例」の設置目的に鑑み、地域拠点(場)として役割を果たします。また、指定管理者は、本まとめ等を基に「交流館運営基本方針」、「年間重点取組及び年間運営計画」を作成し、体系的かつ計画的に運営を行うものとしします。

(2)地域との共働

- ・ 交流館条例3条に基づき、交流館運営にあたっては、各館に設置する交流館運営委員会をはじめとする地域の市民の意見を聴き、地域の実情を考慮して行うよう努めます。自立した地域社会の実現に向けて、共働のまちづくりを推進します。

(3)市内の中間支援拠点及び各種団体との連携

- ・ 交流館が担う相談及びコーディネーターの機能を強化し、市民の活躍の幅を広げる支援を行うため、市内の中間支援拠点及び各種団体(例. 市民活動センター、社会福祉協議会、青少年センター、国際交流協会、商工会議所等)との連携を図ります。また、各中間支援拠点で活動する団体同士の情報共有や交流を図ります。

(4)教育機関(小中学校・高等学校・高等機関)との連携

- ・ 教育機関では開かれた教育のもと、地域と共に育ち合う教育が推進されており、学習機会の拡充や世代間交流の促進につなげていくため、教育機関(小中学校・高等学校・高等機関)及び地域学校共働本部・コミュニティスクールとの連携を図ります。

(5)市の関係部局との連携

- ・ 交流館は地域の拠点であり、市の施策を推進するため、市の関係部局との連携を図ります。

(6)SDGs(持続可能な開発目標)の達成

- ・ 本市は、平成30年に内閣府よりSDGs未来都市として選定をされ、以降、様々なステークホルダーと連携して先進的に取り組んできました。SDGs達成に向けて、引き続き、交流館活動とSDGsを紐づけて運営を行います。

(7)評価検証

- ・ 施設の価値向上に向けて、定期的(短期1年／概ね中期5年)に評価検証するものとしします。なお、評価にあたっては、定量的な評価と定性的な評価の双方でその効果を図ります。※市が定例的に指定管理者へ依頼する年度評価と連動するものとしします。

結びに

交流館の前進である公民館は、昭和23年に挙母町公民館と高岡公民館が建設されたことからその歴史が始まり、平成17年の市町村合併による市勢の発展などを経て、現在の交流館へと変遷してきました。平成30年の条例改正については、社会教育施設として設置運営してきた歴史的背景などを踏まえると、交流館の新しい姿を描くための積極的な政策転換であったといえます。

こうした中、今般の生涯学習審議会では、条例改正の総括と今後の方向性を論点として協議を行いました。総括にあたっては、「多様な主体による自主的・自立的な活動の促進」、「地域の実情や特性に応じた運営、共働の促進」の2点について、総合的に検証しました。その結果、利用実態や取組事例からも企業等による新たな利用や住民と共働による物販などの発展的な成果が得られました。一方、類似施設(例、コミュニティセンター)との違いや施設の貸館化などの課題が顕在化されました。委員からも“貸館化の是非”が議論され、設置目的に沿った利用や利用者との良好な関係性の構築が重要であると示されました。この他、一般行政施設へ移管したことを契機に行政サービスの提供が主たる目的にならないように留意されたいとの意見もあり、交流館のあり方への本質に係る意見交換がなされました。

審議会での専門的な見識による議論に加えて、現場で運営にあたる交流館職員(指定管理者)にも焦点を当て、館職員と市職員とのプロジェクトチームの設置やワークショップ形式による研修会を実施し、これからの交流館の方向性についてともに考える機会づくりを行いました。また、館職員を対象にしたアンケートでは、8割が業務にやりがいを感じているという大変心強い結果が得られました。審議会においても館職員の仕事ぶりに対して前向きな意見が多く交わされ、ご期待に添えるよう、一層身が引き締まる思いです。

条例改正から5年以上が経過し、その間、文部科学省において社会教育が再定義されるなど取り巻く状況も刻々と変化しています。このたびの検討過程を通じて、一般行政施設になった現在においても、“交流館はつながりづくりを担う場所であること”が改めて確認をすることができ、進むべき方向性が明確になりました。審議会の最終回では、「社会教育は、共に育むものであると気づかれた」との発言もあり、交流館が学び合い、つながり合う場であることが共通認識されました。

末尾になりますが、このとりまとめを今後の交流館運営の方針等に活用しつつ、第9次豊田市総合計画の推進に向けて市民、地域、企業の主体的な学びや活動を支える拠点として共働で進めてまいります。

<参考> 交流館に関する現状調査(市民アンケート等)

交流館の利用実態や市民意識を把握するため、下表のとおり市民等にアンケート及びヒアリングを実施しました。

属性	調査期間	対象者	調査方法・回答数
1 市民	令和6年9月5日～30日	無作為抽出の満 18 歳以上の市民(5,482人)	・電子アンケート ・1,916人
2 企業	令和6年9月3日～24日	とよた SDGs パートナー(224 団体)	・電子アンケート ・41団体
3 職員	令和6年9月3日～24日	交流館職員(館長、主任主事、主事)	・電子アンケート ・109人
4 地域団体等	令和6年8月1日～30日	地域団体関係者(コミュニティ、学校、事業者、市民活動団体)	・ヒアリング ・26人
5 テーマ別(こども、共生)	令和6年9月8日、27日	・審議会委員 ・こども会議委員	・ワークショップへの参加、ヒアリング

調査結果全体として、交流館の目指す姿や方策を整理するうえでポイントとなる点は以下のとおりです。

(1) 市民アンケート

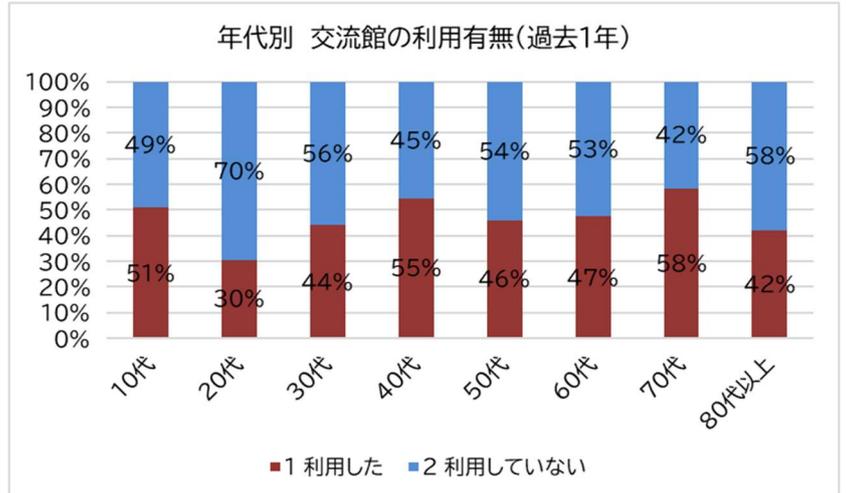
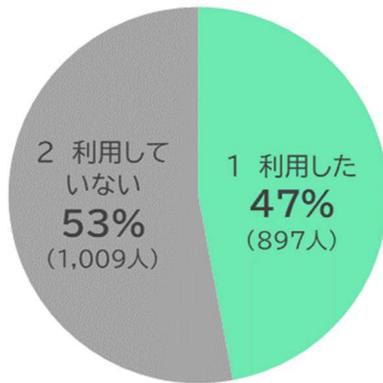
<調査結果(抜粋)>

- ① 交流館を過去1年間に利用したことがある市民の割合は47%です。一方で、市民の53%は過去1年間に交流館を利用していません。特に 20 代の 70%が利用していません。
- ② 交流館を利用しなかった理由は、多い順に「家庭や仕事等で時間がない」「参加したい講座や事業がない」「交流館にどんな機能や事業があるかわからない」となっています。
- ③ 利用している市民の58%は居住地区以外の交流館も利用しています。
- ④ 利用目的は、多い順に「図書利用」「教養趣味のサークル活動」「講座・イベントへの参加」となっています。交流館は、利用していない人も含めて「図書利用や講座・イベントが実施されている場」として認識されています。
- ⑤ 交流館に期待することについて、年代別にみると、10・20 代では主に「くつろくことができ、気軽に立ち寄ることができる」こと、50 代以上では主に「健康の維持増進を図ることができる」ことが期待されています。具体的な機能として、「wi-fi」「テレワーク」「フィットネス」「カフェ」が多く挙げられています。

調査結果①-1 【市民】過去1年間の交流館の利用状況

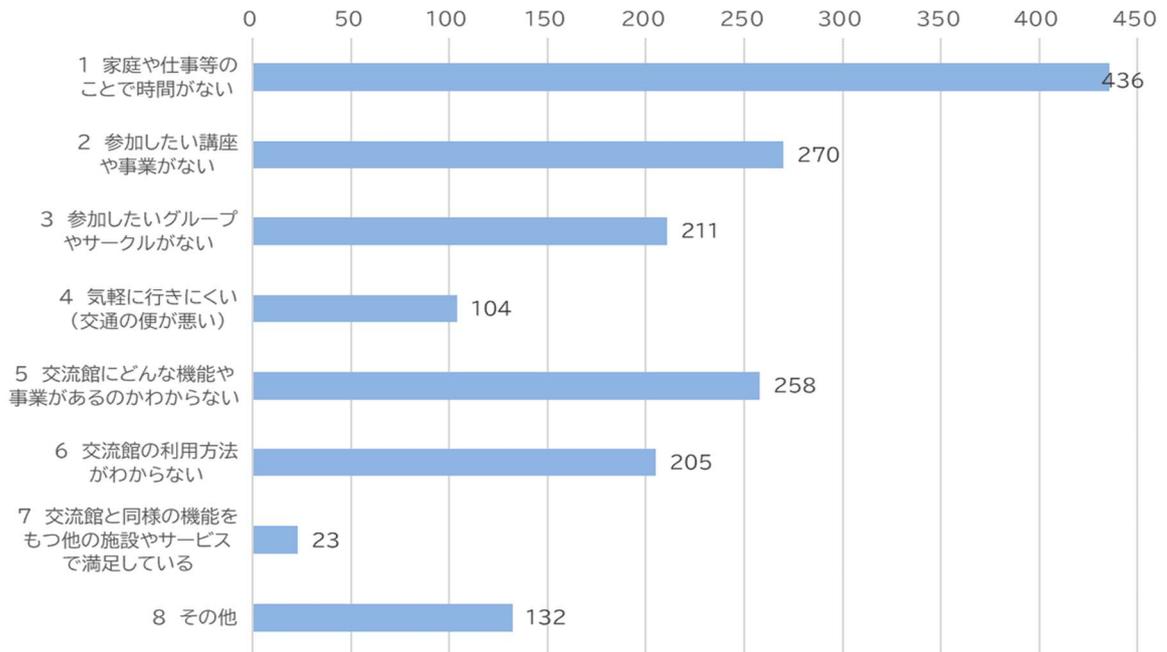
調査結果①-2 【市民】年代別の利用割合

問5 ここ1年間の交流館の利用状況について教えてください



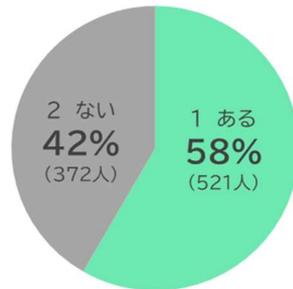
調査結果② 【市民】交流館を利用しなかった理由

問8 交流館を利用しなかった理由(3つまで選択可)



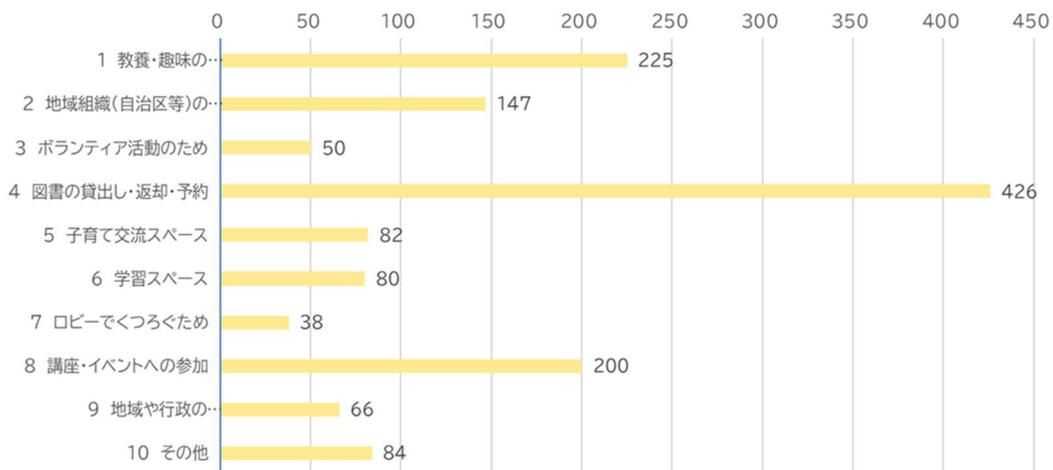
調査結果③ 【市民】居住地区以外の交流館の利用割合

問6 お住いの地区以外の交流館を
使うことがありますか



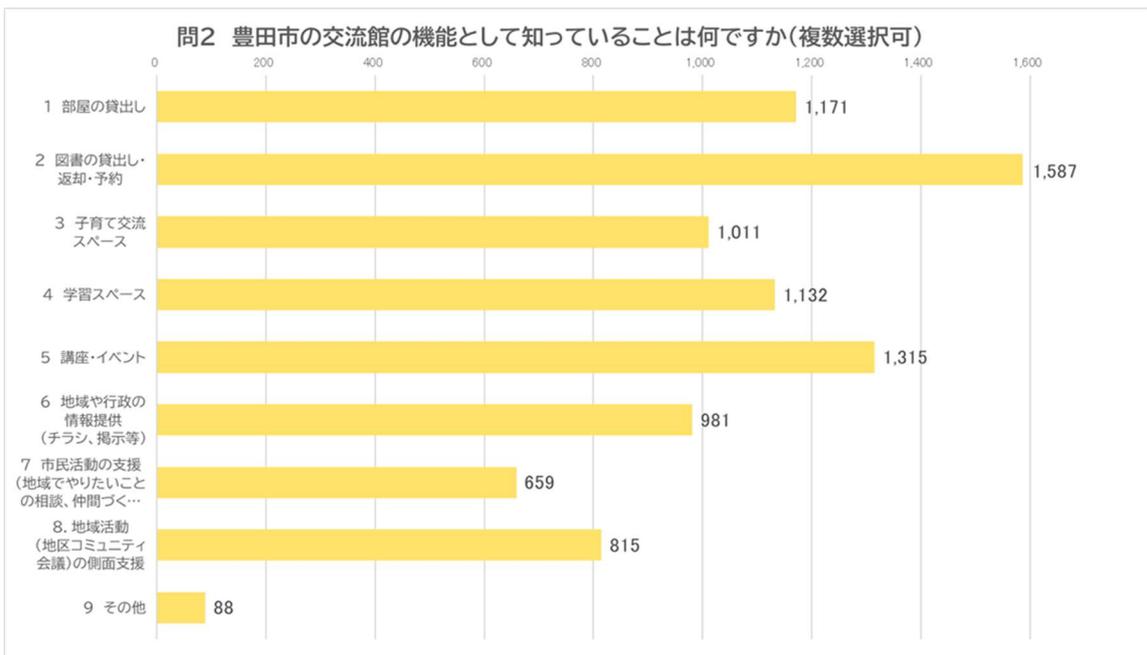
調査結果④-1 【市民】交流館の利用目的

問7 交流館を利用した目的は何ですか(複数選択可)



調査結果④-2 【市民】交流館の機能として知っていること

問2 豊田市の交流館の機能として知っていることは何ですか(複数選択可)



(2) 企業アンケート

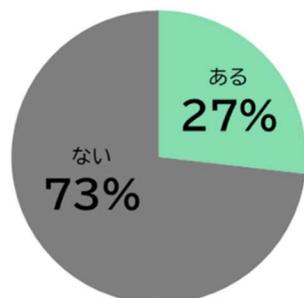
<調査結果(抜粋)>

- ⑥ 過去5年間に交流館を利用したことがある企業の割合は27%です。営利目的の利用ができることの認知度は32%です。
- ⑦ 交流館で活用してみたい機能として、「部屋の貸出」「事業等での連携」のほか、「地域への情報発信」を希望する回答が多いです。その他、「企業が住民と一緒に考えディスカッションできる場」「地域課題やコミュニティ情報の発信が充実すると良い」という意見が挙げられています。

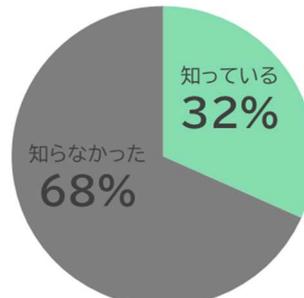
調査結果⑥-1 【企業】過去5年間の交流館の利用状況

調査結果⑥-2 【企業】営利目的利用の認知度

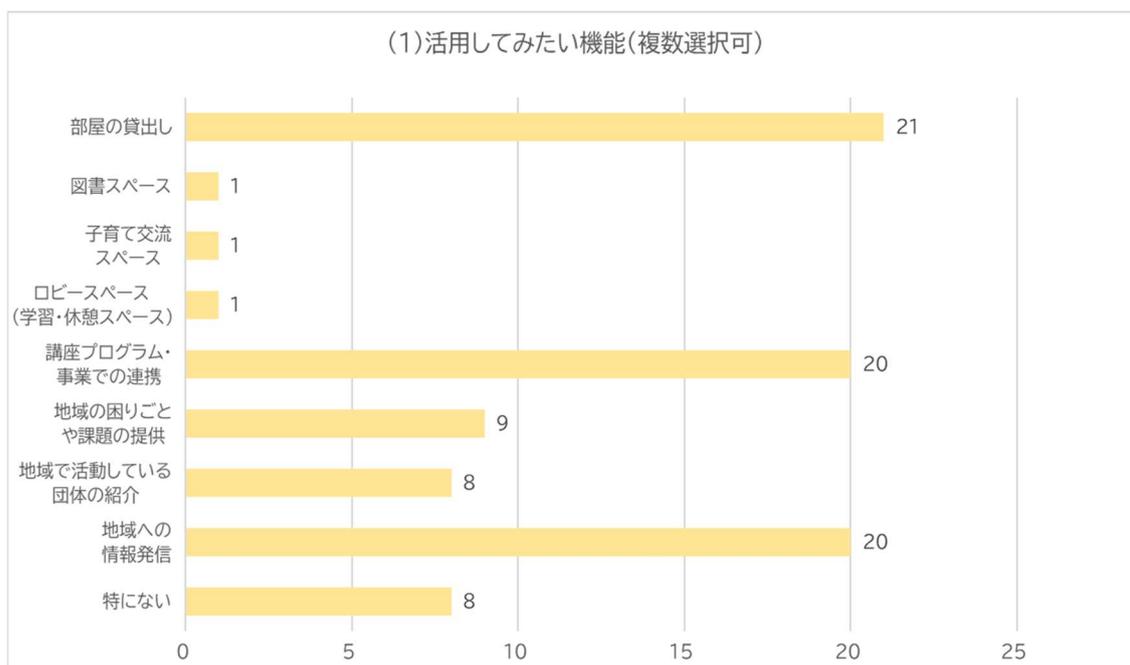
問3 過去5年間に、企業・団体として交流館を利用したことがありますか



問5 交流館で営利目的の利用ができることを知っていますか



調査結果⑦-1 【企業】交流館で活用してみたい機能



調査結果⑦-2 【企業】交流館に期待すること(抜粋)

- ・地域貢献や SDGs 活動の場として、企業が気軽に住民と一緒に考えたり、勉強したり、ディスカッションしたりできる場が交流館だったらまちも盛り上がるのでは。
- ・中小企業は「知名度が低い」などの理由から新たな人材の確保が年々難しくなってきたため、中小企業と学生(保護者も)と触れ合う機会があればいいのではないかと。また、地域の中小企業に関する掲示物の設置や展示会のようなものができてよいいのでは。
- ・交流館のふれあいまつりなどへの出店や景品提供など協力などできることはいろいろありそうだが、そもそも交流館との接点がなく、情報もあまり入ってこないのだからきかけがない。
- ・課題解決に取り組む事業があれば連携して解決をしていきたい。そのためには情報発信の仕方の整備を期待したく、どんな課題がどこの地域にあるか企業側がチェックできるといい。

(3) 職員アンケート

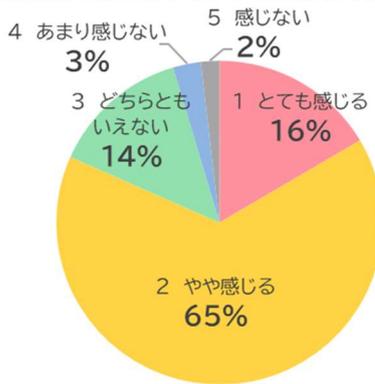
<調査結果(抜粋)>

- ⑧ 職員の8割は、交流館の業務にやりがいを感じています。交流館業務のやりがいは、「地域・市民活動の支援」「窓口等での地域住民との会話・交流」の場面を感じている職員が多いです。
- ⑨ 交流館業務における課題や困りごととして、「利用が多様化する中での公平な利用ルール(利用料金、予約開始時期など)のあり方」、「窓口での利用者とのコミュニケーション機会の減少」、「施設の老朽化等を背景とした施設管理業務への対応」について複数挙げられています。
- ⑩ 交流館は市民にとってどのような場所であるとよいかについて、交流館職員から多く挙げられたキーワードは、「立ち寄れる」「集まれる」「憩い」「居場所」です。
- ⑪ 地区コミュニティ会議事務局業務について、職員は、運営に必要な地域の情報やつながりが得られること等をメリットに感じています。一方で、デメリットとしては、高齢化や地域の担い手不足が進行している背景から活動が事務局主導になってしまい、業務の比重や負担が高まってしまっていることを挙げています。実際に、主に事務局業務を担当する主任主事の72%が負担を感じています。

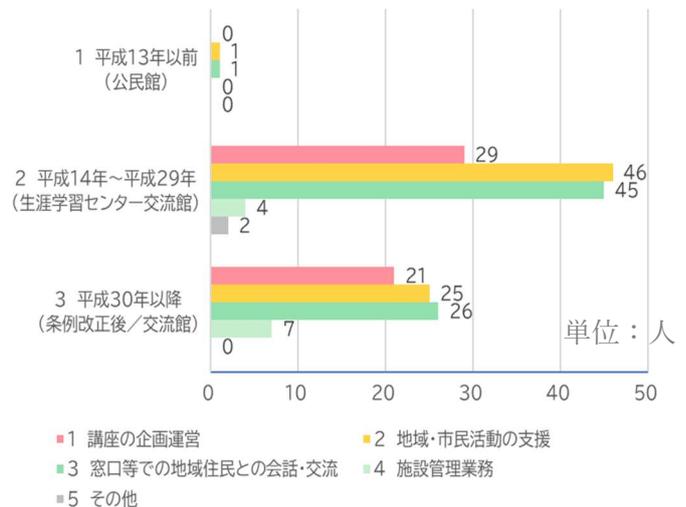
調査結果⑧-1 【職員】交流館の仕事にやりがいを感じるか

調査結果⑧-2 【職員】やりがいを感じた内容・場面

問4 交流館の仕事にやりがいを感じますか(1つ選択)



勤務開始年別 やりがいを感じた内容・場面

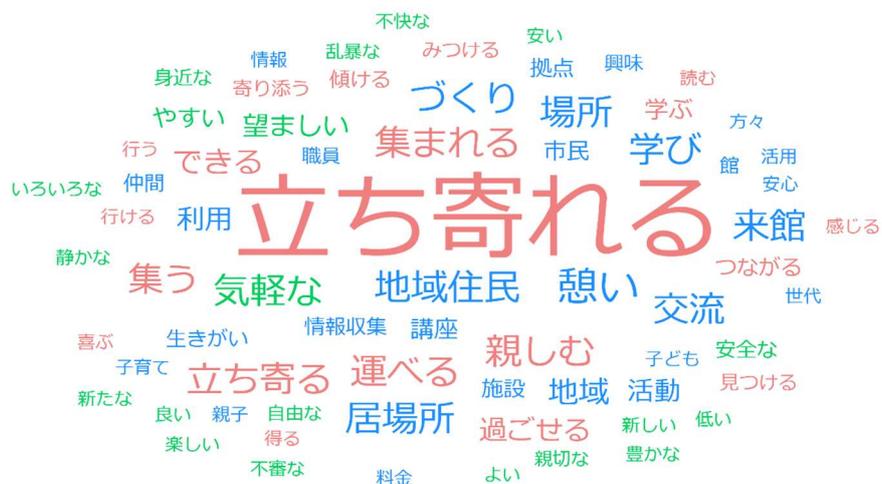


調査結果⑨【職員】交流館業務における課題や困りごと(抜粋)

- ・業務が多岐にわたることから事務作業も多く、地域の人とのコミュニケーションに満足な時間がとれていない。(部屋の貸出、図書、体育施設、建物管理業務、学校、区長会含む地域行事参加、講座、事業運営など)
- ・提出様式や文書が多数あり、紙の使用が多い。
- ・予約システム、キャッシュレスなど事務作業が変化・複雑化し、慣れるまでが大変。デジタル化することによって、窓口での利用者とのコミュニケーション機会が減っている。
- ・施設が古いため修繕が必要な箇所が複数あり、利用者の安全確保に注意を払っている。老朽化箇所が増える一方なので、管理面に気を使う時間が増えている。
- ・様々な人、異なる想いを持つ人たちが利用するが故の公平な利用ルールのあり方(営利利用、予約開始時期や時間の設定、無断キャンセルなど)の整理が課題である。
- ・楽しい講座の参加者は多いが、地域課題解決のような講座を開催しても集まらない。評価指標としては見えにくいいため、開催しにくい。
- ・自主グループが高齢化の傾向にあり、ふれあいまつり等従来の事業運営が年々困難になっている。
- ・コミュニティを支える人たちのやる気を引き出し、事務局主導にならないような立ち位置を保つことが難しい。特に、山間部はコミュニティの比重が重い側面がある。支所の地域振興事業との違いなど交流館の役割が曖昧になることもある。

調査結果⑩【職員】交流館は市民にとってどのような場所であるとよいか

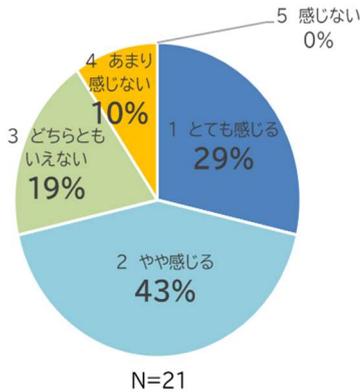
※ユーザーローカル AI テキストマイニングによる分析(<https://textmining.userlocal.jp/>)



調査結果①-1 【職員】コミュニティ会議業務の負担度合

調査結果①-2 【職員】事務局を担うメリットとデメリット

コミュニティ会議業務の負担(主任主事)



<メリット>

- ・地域の拠点施設運営に必要な地域の情報(地域資源、人材、課題等)が得られる。
- ・コミュニティ会議の役員は年度ごとに入れ替わるため、不慣れな役員へのアドバイスなど、第三者的な視点から、円滑な地域運営の支援ができる。

<デメリット>

- ・コミュニティ会議役員は自治区等の役員を兼ねていることが多く、コミ行事は事務局主導になりがちである
- ・支援という名の頼まれごと(事務作業や連絡調整)が多く、自立支援への方向付けが難しい。

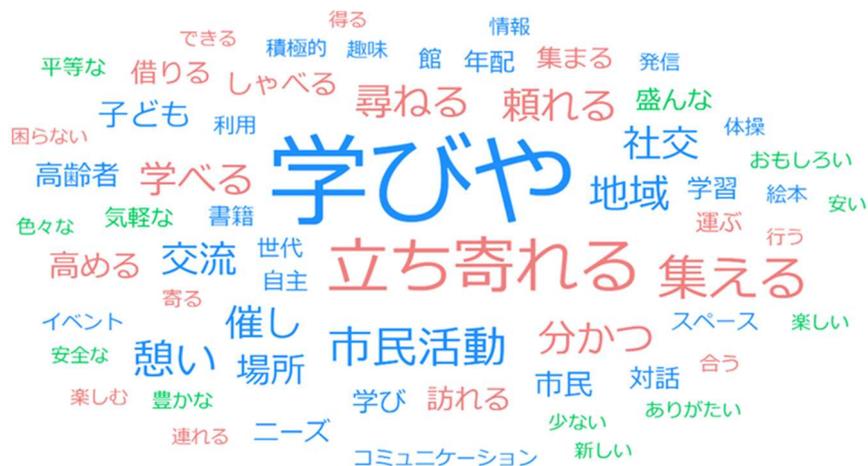
(4) 地域ヒアリング

<調査結果(抜粋)>

- ② 交流館に期待することとして、多く挙げられたキーワードは、設置目的の「学び・交流・活動」以外に「立ち寄れる」「集える」「憩い」「尋ねる」「頼れる」です。

調査結果⑫ 【地域】交流館に期待すること

※ユーザーローカル AI テキストマイニングによる分析(<https://textmining.userlocal.jp/>)



(6) アンケート等の結果まとめ

<交流館の役割について>

- ・どの属性からみても、「気軽に立ち寄ることができる居場所」としての役割への期待が大きいです。
- ・その他、「仲間や地域とつながる場所」や「身近で相談ができる場所」としても活用が期待されており、そのような場所を目指すことが交流館職員にとってのやりがいにもつながっています。
- ・人や地域とのつながりを育む場面や機会を増やしていくことが、交流館職員の意欲を引き出し、交流館の価値を最大限に発揮していくための大きな原動力になります。

<交流館の方策について>

- ・「若者世代の利用促進」「デジタル推進」「情報発信の充実」など、利用のすそ野拡大のために工夫できる余地があります。方策の検討にあたっては、広域的な利用の視点も重要です。
- ・運営の根幹である維持管理業務や利用ルールの運用については、複数課題が挙げられています。現状ルールの見直しを含めて、効果的・効率的な業務のあり方を整理していく必要があります。

～その他：職員向けワークショップ～

交流館職員がモチベーション向上や知識習得などを目的に学び合うワークショップを開催しました。職員からは、日頃のモヤモヤ(困りごとや課題)、ワクワク(期待することややってみたいこと)が意見交換を行いました。

日時：令和6年8月29日@猿投北交流館 ※41名参加



参 考(検討体制及び経緯)

交流館のあり方と方策を検討するため、生涯学習審議会をはじめとして市民の意見も聴取しつつ、様々な角度から検討を進めました。

●生涯学習審議会

学識者、活動実践者、市民公募などから構成される委員による政策審議会

第1回 令和6年7月24日@崇化館交流館

第2回 令和6年11月1日@若園交流館

第3回 令和7年2月17日@豊田市役所

●交流館のこれからプロジェクト

5つの広域ブロック圏から各2名程度を選出した交流館職員を中心にプロジェクトチームを編成し、現状の課題や今後の活用方策などを検討

第1回 令和6年7月3日、5日@豊田市役所

第2回 令和6年8月6日@豊田市役所

第3回 令和6年11月12日@豊田市役所

第4回 令和7年2月26日@豊田市役所

●交流館を面白い妄想ワークショップ～交流館のしあさって～

交流館職員がモチベーション向上や知識習得などを目的に学び合うワークショップを開催

令和6年8月29日@猿投北交流館 ※41名参加

●市民アンケート

市民、地域、利用者、交流館職員等を対象としたアンケートやヒアリング

①市民アンケート

無作為抽出による5,482人(うち1,916人回答/回答率35%)

②地域団体や団体等ヒアリング

地域団体ヒアリング

③企業アンケート

とよたSDGパートナーへアンケート

④交流館職員

交流館職員へアンケート

⑤その他

審議委員を通じたヒアリング(こども会議等)

参 考(委員名簿等)

- 豊田市生涯学習審議会委員(任期:令和6年7月1日～令和7年3月31日)
(敬称略、五十音順、会長◎・副会長○)

氏 名	所 属
石川 陽子	市民公募
太田 幹夫	豊田市区長会 理事
木浦 幸加	ユカキカク 代表
田島 真実	イトノワ 代表
西山 佳孝	公民館のしあさってプロジェクト コアメンバー
○前田 博子	豊田工業高等専門学校建築学科 准教授
◎牧野 篤	東京大学大学院教育学研究科 教授
元持 千恵子	市民公募
吉村 迅翔	一般社団法人JUNTOS 代表理事
米山 哲司	特定非営利活動法人 Mブリッジ 代表理事

- オブザーバー(指定管理者)
公益財団法人文化振興財団 総務部交流館課

氏 名	所 属
谷口 準	公益財団法人文化振興財団総務部交流館課 課長
大竹 愛弓	公益財団法人文化振興財団総務部交流館課 副課長
柴田 依里	公益財団法人文化振興財団総務部交流館課 係長
岩田 雅子	公益財団法人文化振興財団総務部交流館課 主任指導主事

- 事務局:豊田市役所生涯活躍部

氏 名	所 属
八木 健次	豊田市役所生涯活躍部 部長
曾我 史人	豊田市役所生涯活躍部 副部長
小澤 真里	豊田市役所生涯活躍部市民活躍支援課 課長
長島 奈緒	豊田市役所生涯活躍部市民活躍支援課 副課長
堀田 真悟	豊田市役所生涯活躍部市民活躍支援課 担当長
渡邊 洋一	豊田市役所生涯活躍部市民活躍支援課 主査